



RIETI Policy Discussion Paper Series 10-P-022

自由貿易協定(FTA)の経済的効果に関する研究

浦田 秀次郎
経済産業研究所

安藤 光代
慶應義塾大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所
<http://www.rieti.go.jp/jp/>

自由貿易協定（FTA）の経済的効果に関する研究

浦田秀次郎（経済産業研究所／早稲田大学）

安藤光代（慶應義塾大学）

要 旨

自由貿易協定（FTA）の経済的効果を質的および量的な面から分析した。質的分析では FTA の条文に記載されている内容を自由化水準の観点から検討した。量的分析では分析の視点を FTA 発効前後で区別し、発効前の分析では一般均衡（CGE）モデルを用いたシミュレーション分析を行い、発効後の分析では実際の統計を用いて FTA の利用度と貿易への影響を分析した。

質的分析では、財・サービス貿易、直接投資、セーフガードを対象とした。財貿易では原産地規則と農産品の自由化度について分析を行った。分析から原産地規則は途上国の FTA と比べて先進国の FTA で自由化度が低いこと、また農産品について他の FTA と比べて日本の FTA は自由化度が低いことが示された。サービス貿易では自由化の範囲、最恵国待遇、内国民待遇、国内規制、直接投資では市場アクセス・出資規制、内国民待遇、承認審査、取締役会の構成、外国投資家への査証の発給、パフォーマンス要求を取り上げて自由化度を分析した。サービス貿易と直接投資の質に関しては、発展途上国と比べて先進国で自由化度が高い傾向が確認された。FTA でのセーフガード規定の分析では発動条件、実施条件および手続き条件に着目した。分析結果からは貿易や投資でみられたような先進国と発展途上国の違いの傾向はみられない。

FTA の経済効果に関するシミュレーションによる事前分析では、自由化対象分野が大きいほど、また加盟国が多いほど経済厚生や GDP の引き上げ効果が大きいことが示された。さらに、自由化だけではなく円滑化や技術協力を含む場合に、より大きな効果が認められた。FTA 効果の事後分析では、FTA 利用度は時間の経過と共に上昇していること、中小企業に比べて大企業で高いこと、MFN 関税率と FTA 優遇関税率の格差が大きい場合に高いことが明らかになった。FTA の貿易への効果に関してはグラビティ・モデルを用いた推計結果から、先進諸国同士の FTA では多くの商品について貿易創出効果が認められたのに対し、発展途上国同士の FTA では貿易転換効果が認められた。

日墨 FTA の経済的効果に関する分析では、FTA の対象となった品目については日墨間の貿易が増大したことが認められた。日墨 FTA は貿易自由化だけではなくビジネス環境整備など包括的な内容になっているが、それらの分野でも期待された効果が確認された。

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

1. はじめに

自由貿易協定（FTA）は世界貿易体制の中で支配的な位置をしめるようになった¹。FTA の数は関税貿易一般協定（GATT）設立の 1948 年から 1990 年頃までの約 40 年間に約 50 まで増加したが、1990 年代に入り急増し、95 年の世界貿易機関（WTO）以降には増加傾向が加速した。2010 年 9 月末時点において、活動中の FTA は 288 もある²。WTO 加盟国の中で FTA に加盟していないのは、モンゴルだけであるとも言われている。

東アジアは他の地域と比べると、FTA への関心を持つのは遅かった。東アジアでは高成長は特定の国・地域ではなく、世界に対して貿易や投資を開放してきたことによって実現したという認識が強く、多くの国々は特定の国々との間の貿易に関する障壁を撤廃する FTA には反対であった。その結果、21 世紀に入るまで、東南アジア諸国連合（ASEAN）を加盟国とする ASEAN 自由貿易地域（AFTA）が東アジアにおいて唯一の主要な FTA であった。しかし、21 世紀に入ると日本・シンガポール、中国・ASEAN など、様々な組み合わせで FTA が設立されるようになった³。実際、東アジアの多くの国々の間で二国間あるいは複数国間の FTA が設立されている。但し、東アジア諸国を包摂するような FTA については、構想段階であり、交渉開始には至っていない。

FTA が急増している状況において、FTA の貿易および経済への影響についての関心が政策担当者や研究者の間で高まっているが、FTA 急増からそれほど年月が経ってないこともあり、FTA に関する実証分析はあまり行われてこなかった。しかし、WTO での多角的貿易自由化交渉が実質的に中断している状況において、FTA は今後も増加することが予想されている。このような認識の下、本プロジェクトでは東アジアで発効している FTA を中心に、それらの経済的効果についての研究を行った。

FTA の効果を分析するにあたって 3 つの方法を用いた。第一の方法は FTA の条文にある規定を検討し、自由化の観点から FTA を評価するといった分析である。そのような分析を FTA の質に関する分析と表現したが、自由化度の高い FTA であれば、貿易の高い伸びが期待できる。FTA の質に関する分析では、財貿易、サービス貿易、直接投資およびセーフガードの 4 項目を取り上げて、それらに関する規定を比較検討した。

第二と第三の方法は FTA の量的効果に関するものであるが、それらの違いは分析を行う時点である。第二の方法は FTA 発効以前に行なう事前分析であるのに対して、第三の方法は FTA 発効後に行なう事後分析である。事前分析では FTA 設立による経済的効果について計算可能な一般均衡（CGE）モデルを用いてシミュレーションを行なうことで分析した。他方、事後分析では FTA の利用度に関する分析と Gravity model（グラビティ・モデル）を用いた FTA の貿易への影響に関する分析を行った。

¹ 世界貿易機関（WTO）では、自由貿易協定（FTA）と関税同盟を併せて地域貿易協定（RTA）と呼んでいる。RTA のうちの 90% は FTA であり、また、本プロジェクトでの分析対象になる東アジアにおける RTA はすべて FTA であることから、本プロジェクトでは特段の事情・言及がない限り FTA と RTA を同義語として用いる。

² WTO website, <http://rtais.wto.org/UI/publicsummarytable.aspx>

³ 東アジアにおける FTA の動向については、浦田他(2007)などを参照。

以下では、第2節でFTAの質に関する分析の結果を説明し、第3節ではFTAの量的効果について事前分析と事後分析の成果を説明する。第4節では結論を提示する。

2. FTAの質に関する分析

2. 1 財貿易

Cheong and Cho(2010)はFTAにおける財貿易に関する規定を検討することでFTAの質を分析した。具体的には、FTAにおける原産地規則と農産品の自由化の取扱について様々なFTAの質を比較検討した。それらの研究結果の説明に先立って、FTAについて簡単に説明しておこう。

FTAでは、加盟国間の貿易に対する関税は撤廃されるが、非加盟国との貿易に関しては、加盟国は独自の関税を適用する⁴。仮に、日本、シンガポール、米国の3国があり、日本とシンガポールがFTAを締結するという想定で議論を進めよう。日本とシンガポールがFTA加盟国で米国が非加盟国である。FTA締結前は日本とシンガポールは輸入に対して、各々、10%と2%の関税を適用していたとする。日本とシンガポールがFTAを締結したならば、両国間の貿易については関税が撤廃されるが、日本とシンガポールは非加盟国である米国からの輸入に対して独自の関税率（日本は10%、シンガポールは2%）を適用する。FTAは加盟国で生産された商品について免税という形で優遇する制度であるが、非加盟国で生産された商品が関税率の低い国を経由して関税率の高い国に輸出される可能性がある。ここでのケースで言えば、米国産の商品が関税率の低いシンガポールに輸出され、シンガポールから無税で日本に輸出されるということである。このようなケースを貿易迂回(trade deflection)と呼ぶが、FTAによる加盟国に対する優遇措置が意味を持たなくなってしまう。そこで、貿易迂回を防ぐために、FTAを利用するには貿易される商品が加盟国で生産された商品であることを証明する原産地証明を提出しなければならない。

原産地証明を取得するには原産地規則を満たす必要があるが、原産地を認定する基準として完全生産品基準と実質的変更基準がある。完全生産品基準とはFTA加盟国内で「完全に生産される（例えば、ある国の中で牛を誕生させ飼育する）」ことを要件とする。この基準は主に農産品や鉱物などに適用されている⁵。実質的変更基準とは商品の生産において第3国からの輸入原材料が用いられる場合に、当該商品に原産資格を与えるのに十分な「実質的生産・加工作業」の内容を定めたものである。実質的変更基準は、以下の3基準が一般的である。

関税分類変更基準（CTC）とは第3国から輸入される材料の関税分類番号と、それから生産される商品の関税分類番号が異なるような生産・加工作業がFTA加盟国内で行われた場合に、実質的変更がなされたとみなされ、原産資格を与えるルールである。付加価値基準（RVC）とはFTA加盟国内において実施された調達・生産・加工等の作業に伴って形

⁴ 加盟国間の貿易に関する関税が撤廃されると共に、非加盟国からの輸入に対して同一の関税を適用する取り決めは関税同盟とよばれている。FTAと関税同盟は地域統合の形態として認識されているが、FTAと比べると関税同盟の方が加盟国間のつながりが緊密であり、より深化した地域統合と看做されている。

⁵ 原産地規則については、経済産業省(2010)に拠っている。

成された付加価値を価額換算し、その付加価値が一定の基準値を超えた場合に、実質的変更がなされたとみなし、その産品に原産資格を与えるルールである。加工工程基準（SP）とは FTA 加盟国内で特定の生産・加工工程が実施された場合に実質的変更がなされたとみなし、その産品に原産資格を与えるルールである。化学製品や一部の農水産品、半導体等に採用されていることがある。

原産地規則に関して 3 基準を説明したが、多くの FTA はこれらの基準を産品別に適用している。その中で AFTA（ASEAN 自由貿易地域）や ASEAN・中国 FTA は全ての産品に 40%RVC という単純なルールを適用している⁶。

Cheong and Cho(2010)は FTA で採用されている原産地規則の厳格さについて制限指数（restrictiveness index）を用いて計測した。例えば、CTC については、関税分類番号が小分類で定義されるより大分類で定義される方が輸入制限的である。また、原産地の認定に一つの基準ではなく、複数の基準を満たす必要がある場合には、かなり輸入制限的である。このようにして、様々な FTA に採用されている原産地規則について制限指数（大きい数が、より制限的）を用いて評価した。評価の対象となった FTA と評価結果は以下の通りである、EU（0.53）、NAFTA（0.67）、米国・シンガポール FTA（0.39）、日本・シンガポール FTA（0.49）、日本・メキシコ FTA（0.54）、韓国・チリ FTA（0.47）、韓国・シンガポール FTA（0.44）である。サンプル数が少ないことから、傾向を観察することは難しいが、他の研究結果などを勘案すると、途上国が加盟国である FTA よりも先進国間の FTA の方が、より制限的であるようである。ただし、日本・メキシコ FTA のような例外もある。

GATT・WTO のルール（GATT24 条）によれば、FTA は加盟国間における実質的すべての貿易について自由化をすることが義務付けられている⁷。しかし、「実質的すべての貿易」の解釈については様々な議論がある。多くの国々は、輸入自由化が難しい商品（センシティブ品目）に関しては、自由化時期を遅らせたり、自由化の例外として扱うなど、様々な形で対応している。発展途上国に関しては工業製品に高関税が課されている場合があるが、先進国では通常工業製品に関しては低関税が課されており、かなり自由化が進んでいる。他方、先進国では、農産品に対しては高関税が課されており、農業が保護の対象になっている場合が多い。

以上のような状況を踏まえて、Cheong and Cho(2010)は米国、豪州、日本、韓国、メキシコ、チリ、シンガポールなどが加盟国となっている FTA における農産品に関する貿易自由化の状況を分析した。分析は関税品目について、10 年以内に自由化する品目、10 年後以降に自由化する品目、自由化から除外する品目に分類した。分析結果は表 1 に示されているが、いくつかの興味深い結果が読み取れる。第一に、日本、EU、韓国、メキシコについては、自由化の程度が低いことが分かる。ただし、その中でも日本・シンガポール FTA における日本による 60%の品目の除外は、自由化率が極めて低いことを示している。興味深い第二の観察結果としては、米国・豪州 FTA における豪州による 100%の即時自由化である。これは豪州が農産品の生産に極めて高い競争力を有していることを示している。尚、

⁶ AFTA では 2008 年から RVC だけではなく、CTC のいずれかを選択できるようになった。

⁷ ただし、発展途上国間の FTA に関しては、このようなルールは適用されない。

同 FTA では、米国は豪州からの農産品輸入のうち、20%を自由化の除外としている。米国は NAFTA においてメキシコからの農産品輸入については全ての商品を自由化の対象としていることから、米国は豪州に対しては農産品において競争力において不利な状況にあるが、メキシコに対しては競争力では有利な状況にあることが分かる。

＝表 1＝

Cheong and Cho(2010)では FTA の質について、輸入自由化に関するルールに着目して分析を行った。具体的には、FTA における原産地規則と農産品の自由化の取扱について様々な FTA を比較検討した。FTA は FTA 加盟国からの輸入を自由化する取り決めで、FTA 加盟国を優遇するものであるが、厳しい原産地規則を設けたり、自由化の対象となる農産品を限定したりして、自国の産業を保護している場合が多い。彼らの研究の対象となった FTA については、日本や韓国、その中でも特に日本は FTA 加盟国からの輸入を制限するような内容になっている。日本は発展途上国との FTA では、相手国に経済協力を提供することで自国市場の開放（輸入自由化）を回避してきた。現在、豪州との FTA 交渉が暗礁に乗り上げているようであるが、経済協力を提供できない先進国との FTA を締結するには相手が望む農産品市場の開放が不可欠であろう。

2. 2 サービス貿易

サービス貿易は近年増加している。その背景には、経済活動におけるサービス部門の拡大、サービス部門における自由化・規制緩和や技術進歩によるサービス取引コストの低下などの要因がある。サービス貿易は、金融、運輸、医療、教育など多様であるが、サービスの取引は通常供給者（生産者）から需要者（消費者）に直接にサービスが提供されるという形をとる。つまりサービス取引では、供給者と需要者が同時に同じ場所にいる必要がある。他方、モノの取引では、供給者から需要者に直接にモノが提供されることは少ない。例えば、自動車を例に挙げれば、自動車は工場で生産され、それがディーラーへ輸送され、消費者はディーラーから自動車を購入する。自動車が生産されてから消費者の手に渡るまでには、通常、数か月を要する。

サービス貿易については、上述したような特徴をもつことから、世界貿易機関(WTO)におけるサービス貿易にかかる一般協定(GATS)では、サービス貿易を供給者と需要者の移動の有無に着目して、以下の4つのモードに分類している⁸。第1モード（越境取引）：ある国から他の国へサービス提供する場合で、サービス供給者も需要者も国境を移動しない。例としては、海外に在住する弁護士から電話で法律に関するアドバイスを受ける場合などがある。第2モード（国外消費）：ある国において外国のサービス需要者へのサービスを提供する場合で、サービス需要者がサービス供給者のいる国に移動する。例としては、観光客が外国旅行する場合などがある。第3モード（商業拠点）：ある国のサービス提供者が他の国における商業拠点を通じてサービスを提供する場合で、サービス供給者がサービス需要者のいる国に移動する。例としては、海外支店を通じた金融サービスの提供などが

⁸ 経済産業省(2010)を参照。

ある。第 4 モード（人の移動）：ある国のサービス提供者が他の国において自然人を通じてサービスを提供する場合で、サービス提供者（この場合は人）がサービス需要者のいる国に移動する。例としては、アーティストが外国で演奏する場合などがある。

サービス貿易では取引されるサービスが多岐に亘ることを反映して、サービス貿易の分類方法、自由化約束の記載方法（例えば、部門別自由化、サービス部門横断的自由化など）、直接投資の取扱方法などについて、FTA によって大きな違いがある。

サービス貿易の分類方法としては、GATS で用いられている 155 分類が基本であるが、自由化から除外される分野などについての記述は各国独自の分類が使われていることが多い。自由化約束の記載方法に関しては、自由化の対象となる分野を特定するポジティブリスト方式と自由化から除外される分野を特定するネガティブリスト方式がある。ポジティブリスト方式は GATS で採用されていることから、GATS 方式と呼ばれることもある。一方、ネガティブリスト方式は北米自由貿易協定（NAFTA）で採用されていることから、NAFTA 方式と呼ばれることもある。一般的に、ポジティブリスト方式よりもネガティブリスト方式の方が、自由化の程度は高い。また、分野別自由化に関しては、多くの FTA で GATS での約束よりも自由化の範囲が広いが、国内規制の適用などで実質的には自由化の程度が限定されているような場合も少なくない。

Ochiai 他（2010）では、NAFTA、欧州自由貿易連合（EFTA）、米国・シンガポール、日本・メキシコ、チリ・韓国、韓国・シンガポール、豪州・米国、豪州・ニュージーランド（CER）、メキシコ・EU、AFTA、日本・シンガポールの 11 の FTA についてサービス貿易における自由化の程度を検討し比較した。分析では、サービス貿易自由化の範囲、最恵国待遇、内国民待遇、国内規制などについて指標化し自由化の程度を検討した。また、サービス分野は 138 を対象とし、それらについて 4 つのモードに関して採点を行った。

分析結果は表 2 に示されている。総計でみると、CER、EFTA が自由化の程度が高く、チリ・韓国 FTA、NAFTA などが自由化の程度が低い。日本・メキシコ FTA と日本・シンガポール FTA は、各々、4 位、7 位にランクされている。サンプル数が 11 と少ないことから、厳格な判断はできないが、チリ、韓国、メキシコ、ASEAN 諸国など発展途上諸国が構成メンバーとなっている FTA で自由化度が低い傾向がみられる。サービス貿易に関しては、先進国と比べて発展途上国が競争力に劣る傾向があることから、この観察結果は期待される関係と整合的である。

＝表 2＝

サービス貿易のモード別の自由化の状況については、CER が第 1・第 2 モード、第 3 モードにおいて 1 位、第 4 モードでは 2 位にランクされており、すべてのモードにおいて自由化度が高いことが分かる。因みに第 4 モードで 1 位にランクされているのは、EFTA である。EFTA は第 1・第 2 モードで 3 位、第 3 モードで 4 位とすべてのモードで高い自由化度を示している。総合で 3 位にランクされたメキシコ・EU・FTA は第 1・第 2 モードは 6 位と中ほどにランクされているが、第 3 および第 4 モードでは各々 2 位と 4 位にランクされており、すべてのモードで比較的に高い位置にある。CER、EFTA、メキシコ・EU 以外の FTA はモードによりランキングが大きく異なっている。例えば、豪州・米国 FTA

は第1・第2モードでは2位と高い位置にランクされているが、第3モードでは5位、第4モードでは11位と最下位にランクされている。日本・シンガポール FTA は、第1・第2モードは5位、第3モードが10位、第4モードは9位となっており、日本・メキシコ FTA は、第1・第2モードが10位、第3モードが3位、第4モードは5位とモードによってランクが大きく異なっている。

Ochiai 他 (2010) では、上記の11の FTA の他に70の FTA についても同様の分析を行い、分析結果を FTA 構成国別 (先進国の場合、途上国の場合、先進国・途上国の場合) に纏めた。その結果、FTA 構成国が途上国の場合には自由化の程度が最も低いことが分かった。また、自由化の程度が最も高いのは構成国が先進国・途上国の場合であり、構成国は先進国の場合においては自由化度では中間に位置することが明らかになった。

2. 3 直接投資

直接投資は、1980年代以降、国際経済活動の中で重要性を増している。このことは世界の GDP や貿易と比べて、世界の直接投資はより急速に拡大していることで確認できる。実際、1980年から2004年の24年間に世界の GDP と貿易は、各々、4倍と5倍に拡大したが、世界の直接投資は実に11倍拡大した。直接投資は様々なチャンネルを通して直接投資受入国の経済成長に貢献している。具体的には、直接投資は投資受入国において生産や雇用を拡大させるだけでなく、経済発展・成長に重要な貢献をする技術や経営ノウハウを移転する。さらに、直接投資は投資受入国を直接投資の担い手である多国籍企業の持つ販売・調達などのネットワークへの参加を可能にする。中国をはじめとして多くの東アジア諸国は大量の直接投資の受入れに成功したことで、高成長を実現させることができた。

直接投資の投資国への影響については、産業の空洞化といった負の影響として捉えられることが多い。しかし、投資国で競争力を失った産業が直接投資を通して海外に移転されるような場合には、投資国に残った労働やその他の資源は競争力のある産業で活用されて、投資国の経済が活性化する可能性も高い。実際、日本や多くの国々では、資源を非生産的な分野から生産的な分野に移転させることを通して、経済成長を実現させてきた。直接投資を用いることで、このプロセスが加速されるのである。また、直接投資を行う多国籍企業では、直接投資を活用することで様々な機能の最適配置が可能になり、全体として効率を向上させることができる。例えば、本社では企業戦略の構築や研究・開発に集中し、製品の生産は海外子会社で行うというような戦略である。

世界や東アジアにおいて直接投資が急増した要因はいくつか挙げられる。最も重要な要因は直接投資政策の自由化である。具体的には、直接投資が制限されていた分野の開放や多国籍企業による出資比率の上昇など、様々な形で投資政策の自由化は進められた。実際、直接投資によってもたらされる利益を獲得するために、法人税免税などの優遇措置を適用している国も少なくない。

直接投資政策の自由化は進んだが、多国籍企業などの外国投資家は、さらなる自由化の余地がかなり残っていると主張している。このような見方を反映して、世界貿易機関 (WTO) の下で行われる多角的貿易交渉の場で直接投資に関する国際的ルールを策定し、直接投資の自由化を進めるべきであるという要求が先進諸国から提出された。しかし、先進諸国の競争力のある多国籍企業による支配を恐れた発展途上国が強く反対したことで、

WTO でのルール化および自由化は実現しなかった。

そのような状況の中、直接投資に係る制限や規制に直面している多国籍企業は、自由貿易協定 (FTA) を締結することで直接投資政策の自由化を要求した⁹。FTA の中には直接投資に関するルールを含めていないものもあるが、日本などの先進国の設立する FTA では直接投資が含まれることが多い。直接投資に関するルールとしては、市場アクセス (企業設立権)、内国民待遇、ローカル・コンテンツや雇用に関する事業活動に対する要求 (パフォーマンス要求) などが含まれる場合が多い。

Urata and Sasuya(2010)では、主に東アジア諸国が関与する FTA の中で直接投資に関する規定がある FTA を対象として、直接投資に関する規定の内容を検討し自由化の程度を分析した¹⁰。具体的には、日本・シンガポール、日本・メキシコ、NAFTA、豪州・米国、米国・シンガポール、韓国・シンガポール、韓国・チリの7つの FTA を対象に分析を行った。直接投資に関する規定の中で分析の対象となったものは、(1) 市場アクセス・出資規制、(2) 内国民待遇、(3) 承認審査、(4) 取締役会の構成、(5) 外国投資家への査証の発給、(6) パフォーマンス要求の 6 項目である。各項目について、自由化度についての基準を設定し、FTA の協定文に記されている情報を基に、FTA の自由化度を評価した。例えば、市場アクセス・出資規制については、全く出資が認められていない場合には「0」、完全に開放されている場合は「1」と評価し、それらの間に位置する場合については、出資可能比率を 5 段階に分け、それぞれに点数をつけて評価した。また、分析は全産業を 158 分野に分類し、各々について評価を行い、分野別評点を単純に集計して総点を求めた。

表 3 には分析結果が示されている。各項目の評点については、上述したように 1 点を最高点として評価したが、各項目を重要性に沿ってウェイトをつけたことから、同表では各々の項目の最高点は出資制限・市場アクセスについては 0.4、内国民待遇は 0.2、その他の項目については 0.1 として示してある。FTA については、加盟国が 2 ないし 3 であることから、各々の国について評価し、それらを単純平均して FTA に関する評価とした。分析結果によると、最も自由化度の高い FTA は米国・豪州 FTA であり、二番目に米国・シンガポールと続く。他方、最も自由化度の低い FTA は日本・メキシコ FTA であるが、韓国・チリ FTA は二番目に自由化度が低い。他の FTA については、日本・シンガポール FTA、韓国・シンガポール、NAFTA が、各々、3 位、4 位、5 位となっている。

= 表 3 =

言うまでもないが、FTA は複数国を加盟国としていることから、FTA ごとの評価では加盟国の投資政策は明らかにならない。表 3 の評価を基に投資政策の国別の自由化度を計算すると、以下ようになった：①米国 (0.881)、②シンガポール (0.778)、③豪州 (0.770)、④日本 (0.762)、⑤韓国 (0.699)、⑥チリ (0.673)、⑦メキシコ (0.627)、⑧カナダ (0.620)。発展途上国と比べて先進国において直接投資政策に関する自由化度は高いが、先進国の中

⁹ 直接投資に関する取り決めを FTA ではなく、二国間投資協定 (BIT) で扱う場合もある。歴史的には、BIT が FTA よりも先行している。

¹⁰ 本稿で用いられている分析手法は OECD の職員である Golub(2003)により開発されたものを改良したものである。

ではカナダのみが例外的に自由化度が極めて低い。カナダでは外国資本に開放されていない分野も少なくないが、開放されている場合においても厳しい出資制限が課せられていることがある。また、カナダは取締役の過半数はカナダ国籍でなければならないといった制限も設けている。日本は米国と比べると自由化度は低い、シンガポールや豪州と比べてもそれほど遜色はない。

直接投資に対する制限の方法としては市場アクセス・出資比率に関するものが最も多いが、カナダ、豪州、メキシコについては厳しい承認審査が投資を抑制している。また、日本では外国人投資家に対する滞在許可日数が少なく、投資制限的な制度になっている。分野別にみると、第一次産業と第三次産業が制限的であるのに対して、製造業はかなり開放されている。第一次産業では農業と鉱業、第三次産業では輸送サービス、情報通信サービス、金融サービスなどが特に制限的である。

本節では、直接投資に関する規定が含まれている FTA を取り上げて、直接投資の自由化度を分析した。分析は主に東アジア諸国の関係する 7 つの FTA に限られたが、分析の範囲を拡張することで、より普遍性の高い傾向が見出せると思われる。また、ここで行われたような研究を将来において行われれば、直接投資に関する規制の経年変化を観察することができる。これらは将来における研究課題である。

2. 4 セーフガード

世界貿易制度における最も重要なセーフガード制度は世界レベルの多角的セーフガード制度である。具体的には、GATT19 条で導入され GATT19 条と WTO セーフガード協定とのパッケージの形で継承されたシステムである。但し、近年締結されている FTA の多くは貿易制限措置の発動に関しては基本的には多角的セーフガード制度と同様の基準になっているが、二国間あるいは複数国間の FTA においてのみ発生するような影響については特別かつ異なるセーフガード措置が組み込まれている。言うまでもなく、二国間および複数国間の FTA で規定されているセーフガード措置は FTA 加盟国のみに適用される。以下の分析で分かるように、セーフガード制度は FTA によってかなり異なっており、それらを比較検討することは実際にセーフガードに直面する可能性のある実務者にとって有益であるだけでなく、貿易政策の国際比較に関心を持つ研究者にとっても有意義である。

GATT・WTO や FTA の目的は関税や非関税障壁を削減することで開放的な貿易環境を構築し、財やサービスの国際間移動を活発化させることである。他方、セーフガード制度は輸出国が不当な手段を用いていない場合においても、締約国に貿易制限的な措置を容認するメカニズムである。したがって、セーフガード措置は GATT・WTO や FTA の円滑な実施にあたって障害となる¹¹。そのように GATT・WTO や FTA とは相容れない制度であるが、輸入増による国内産業への被害に対する緊急な救済措置ということで正当化されている。つまり、特別な状況において例外的に認められている措置であるという位置付けになる。但し、貿易に対する国内における政治圧力が強いことから、セーフガード措置は輸入国によって濫用される可能性もある。

¹¹ 後段で議論するように、ここでの議論とは逆にセーフガード措置が存在することが貿易自由化を促すという側面もある。

GATT・WTOにおけるセーフガード措置は、GATT・WTOにおける無差別原則に則って適用される。つまり被害を受けた輸入国は多角的セーフガード措置の適用で対応できる。他方、二国間あるいは複数国間のFTAにおけるセーフガード措置は、被害の原因がFTAによる貿易自由化である場合に適用できる。したがって、多角的セーフガードと二国間・複数国セーフガードは問題の発生源が異なることから、異なった制度であると解釈できる。実際、セーフガードの内容についても両者では異なっている。近年締結された二国間・複数国間FTAでは、関税引き上げと関税引き下げの一時中止がセーフガード措置であるのに対して、多角的セーフガード措置としては数量規制が認められている。また、二国間・複数国間FTAではセーフガード措置発動は一時的な経過措置と定められているのに対して、多角的セーフガード発動については時間的な制約はない。

Kotera and Kitamura (2010)ではFTAにおけるセーフガード規定を貿易自由化の観点から分析するにあたって3つの項目グループに属する9の指標を用いた。3つの項目とは、発動条件、実施条件および手続き条件である。発動条件については通常以下の3点が検討の対象となる。第一は国内産業への被害が明確であること、第二は輸入急増の証拠の提出、第三は被害と輸入急増の因果関係を明らかにすることである。これらの条件についてFTAの間では差異が存在し、それらがFTAの貿易制限効果に違いをもたらしている。例えば、セーフガード発動条件として国内産業の被害を極めて厳しいものにしたならば、輸入国はセーフガードを発動することが難しくなり、セーフガード制度は非制限的なものになる。

実施条件は発動条件が満たされたケースについて適用されるが、実施条件についての自由化度の検討には、実施期間、実施期間延長の可能性、初動における漸進的自由化の有無などの3点が評価項目となる。例えば、実施期間が長く、実施期間延長の決定に関する基準が緩い場合には、輸入制限効果は厳しいと判断される。一般的に多角的セーフガードと比べるとFTAにおける実施条件はより厳しいが、FTA間でもバラツキがあることから、それらの分析を行うことは意義がある。

手続きに関する条件の自由化度（開放度）を判断するにあたっては、国内での審査、通告および協議に関する必要事項、第三者による中立的立場からの判断の適用可能性についての3点が基準となる。例えば、発動を決定するにあたっての国内での審査が恣意的に行われていたのでは、発動条件が厳しいものであったとしても、セーフガードは制限的なものになる可能性が高い。また、第三者による中立的立場からの判断の可能性が認められなければ、セーフガードに関する規律は関係者による偏った判断に委ねられてしまう。

上述した9点（発動条件、実施条件、手続き条件の3項目について各々3点）を評価基準として、EFTA、AFTA、NAFTA、豪州・ニュージーランド、EU・メキシコ、日本・シンガポール、中国・ASEAN、米国・シンガポール、韓国・チリ、米国・豪州、日本・メキシコ、韓国・シンガポールの12のFTAについてセーフガード規定の自由化度を分析した（表4）。分析ではそれらのFTAをセーフガード規定の類似性に着目して、5グループ（1. 一般セーフガード不在、2. 准多角的セーフガード、ここに分類されるFTAはさらに超国家タイプ（NAFTAタイプ）、WTOタイプ、GATTタイプに細分類される、3. 欧州タイプ）に分類し、自由化度の高いものから低いもの、つまり貿易制限の程度が緩いものから厳しいものという順にならべた。韓国・チリFTAは一般セーフガードに関する規定がないことから、貿易制限的ではないと判断した。准多角的セーフガードに分類される

超国家タイプ (NAFTA)、WTO タイプ(日本・シンガポール、中国・ASEAN、米国・シンガポール、米国・豪州、日本・メキシコ、韓国・シンガポール)、GATT タイプ(AFTA、豪州・ニュージーランド)の FTA に関しては、発動条件、実施条件、手続き条件に関して厳しいものから緩いものという順に並べてある。貿易制限の程度が最も厳しと評価されるのは欧州タイプの分類される EFTA と EU・メキシコ FTA であるが、その理由はセーフガード発動条件が緩いからである。

＝表 4＝

FTA におけるセーフガード規定に関して貿易制限に対する影響を基準として評価を行った。この評価は、セーフガードの発動、実施、手続き条件が緩やかであれば、貿易制限効果が大きく、自由化を阻害するという前提に依っている。この前提は一般的には正当化できると思われるが、厳しいセーフガード規定があることが、関税引き下げなどの貿易自由化を容易にするという因果関係も考えられることから、セーフガードの貿易制限効果に対する評価は複雑な要素を含んでいることを認識しておかなければならない。

3. 効果分析

3. 1 事前分析

3. 1. 1 CGE モデルによるシミュレーション分析

実存する FTA の効果を分析するには、必要な統計が入手できるようになるまで、FTA 発効後ある程度の時間を要する。そのため、FTA の効果分析としてよく行われるのが、CGE モデルを用いてその効果を試算するという、事前分析である。このような事前分析は、発効後日の浅い FTA を含めて、実存する FTA だけでなく、まだ実際には締結していない仮想的な FTA についても行うことができ、その締結が必要なのか、またどのような FTA の構築が重要であるかということを検討する上でも、有用である。

たとえば、Ando(2009)は、東アジアにおける FTA の効果として貿易自由化、円滑化および技術協力に着目し、これらがもたらす経済効果をシミュレーション分析して、どのような FTA の形成が重要であるのかを議論している¹²。貿易自由化については、WTO 交渉でも暗礁に乗り上げている農業分野での自由化を一気に推し進めるのは現実的には難しいという状況を鑑みて、全産業で貿易障壁を撤廃するケースに加えて、農業分野での貿易障壁を部分的に削減するケースやまったく削減しないケースも検証することで、農業分野での自由化の議論を反映させた形でシミュレーションを行っている。貿易円滑化に関しては、輸入時の通関手続きの簡素化や相互認証制度の導入・適用品目の拡大などのさまざまな円滑化措置によって輸入の効率性が上昇するという形で捉えている。また、途上国への技術協力においては、技術協力を通じて途上国の生産性が向上するという形で、モデルに織り込んでいる。

¹² Ando (2009)では、2001年の世界経済にもとづく GTAP データベース第6版を用いて、87の国・地域および57の産業を18の国・地域および16の産業に集計して、分析している。

分析対象としている東アジアの（仮想的な）FTA は、ASEAN、ASEAN+3、ASEAN+6、アジア太平洋経済協力（APEC）のFTA、およびASEAN+3やASEAN+6諸国間での複数のASEAN+1 FTA（以下、(ASEAN+1 FTA)x3、(ASEAN+1 FTA)x6とする）である¹³。これらのFTAについて、Ando(2009)では、1) 農業分野以外での貿易自由化（Sim1）、2) 農業分野での貿易障壁の部分的削減（半減）と他の産業での貿易自由化（Sim2）、3) 全産業での貿易自由化（Sim3）、4) 全産業での貿易自由化と円滑化（Sim4）、5) 全産業での貿易自由化と円滑化および途上国への技術協力（Sim5）という5つのシナリオをもとに、その効果を試算している。なお、(ASEAN+1 FTA) x3 や(ASEAN+1 FTA)x6の効果を検証する際には、共通の原産地規則が存在しないことによる非効率性を考慮するために、Sim4の円滑化の部分での調整を施している。

以上のような分析の結果から、いくつかの興味深い観察結果が読み取れる¹⁴。第1に、貿易自由化については、農業分野も含めて、貿易自由化を推進することが必要である。農業分野の取り扱いの異なる3つのシナリオ（Sim1～Sim3）の分析結果を比較すると、GDP、経済厚生、貿易のいずれにおいても、ASEAN、ASEAN+3、ASEAN+6、APECの全体にとって、農業分野での貿易自由化を全く行わないケースよりは部分的にでも自由化するケースの方が、そして、農業分野における貿易障壁の部分的な削減にとどまるケースよりも農業分野も含めて貿易障壁を完全に撤廃するケースの方が、その経済効果が大きい。また、各国別にみても、ほとんどの国において、同様の傾向が見られる。とりわけ中国やインドの経済厚生にいたっては、農業分野での自由化を含めないケースで大幅に悪化しているが、これは、農業を貿易自由化の対象外とすることによる資源配分の非効率性の高まりや交易条件の悪化などが、その要因だと考えられる。複数の日本の二国間FTAの組合せの効果を分析したAbe(2010)でも農業分野での自由化の重要性が明らかにされており、農業分野においても貿易自由化を推し進めることが、日本を含めた域内経済にとって必要である。

第2に、貿易自由化のみならず、貿易円滑化や技術協力も重要である。表5のSim3の結果が示唆するように、関税の撤廃や削減といった貿易自由化は、確かに一定の経済効果をもたらすものの、それだけでは十分に大きな経済効果を見込めない。重要なのは、貿易自由化以外の政策措置をいかに活用するかである。Sim3（貿易自由化）よりもSim4（貿易の自由化と円滑化）の結果の方が大きいことから推測されるように、東アジアでは、貿易の自由化のみならず、輸入手続の簡素化など様々な円滑化を推し進めることも重要である。輸入にかかる効率性の上昇は、国境をまたいで分散立地されている生産ブロックの間をつなぐサービス・リンク・コストの低下を意味する。様々な円滑化措置を実施して国境を越えるサービス・リンク・コストを低下させることができれば、現在の東アジアにおいて展開されている国際的な生産・流通ネットワークをより一層進展させることも可能となる。

¹³ ASEAN+3はASEAN、日本、中国、韓国を、ASEAN+6はASEAN+3に豪州、ニュージーランド、インドを加えたものを指す。

¹⁴ 全ての分析結果や詳細な議論などについては、Ando(2009)を参照のこと。

また、Sim4（貿易の自由化と円滑化）よりも Sim5（貿易の自由化と円滑化および技術協力）の結果の方がはるかに大きいことから、技術協力の効果も大きいことが示唆される。先進国では、一部の産業を除き、すでにかかなりの程度貿易の自由化が進んでいる。また、アジアの発展途上国などでは電気電子産業を含む機械産業を中心に、輸出財生産に用いる部品・中間財の輸入にかかる関税の免除や還付などの措置を実施しており、実際の関税負担率は関税率よりも低いと思われる。貿易自由化だけでなく、貿易円滑化や技術協力など、より包括的な内容を含む FTA を形成することで、より一層の効果が期待される。

第 3 に、FTA は参加国が多いほど経済効果が大きくなる。分析結果を見ると、ASEAN、ASEAN+3、ASEAN+6、APEC と参加国が多くなるほど、域内諸国の GDP や経済厚生への効果が大きくなる傾向にある¹⁵。例えば、ASEAN+3 FTA と ASEAN+6 FTA の結果を比べると、後者は、ASEAN+3 に含まれない豪州、ニュージーランド、インドにプラスの経済効果をもたらすだけでなく、ASEAN+3 の各国・地域経済にとっても、より大きな経済効果をもたらしている。

また、(ASEAN+1 FTA) x 3 や (ASEAN+1 FTA) x 6 に着目し、それぞれ ASEAN+3 FTA や ASEAN+6 FTA と比較すると、貿易自由化に限った場合、一部の ASEAN 諸国において、複数の ASEAN+1 FTA による効果の方が、わずかではあるが、大きい。これは、日中韓の間での貿易が大きく（ASEAN+6 域内貿易の場合、その 3 分の 1 に相当）、関税率も高いため、日中韓での貿易の自由化によって ASEAN 諸国から中国への貿易転換が起きるためだと推測される。しかし、(ASEAN+1 FTA) x 3 や (ASEAN+1 FTA) x 6 の場合、FTA ごとに原産地規則が存在するため、ASEAN+3 FTA や ASEAN+6 FTA と異なって、共通の原産地規則がない。その非効率さも考慮して貿易の自由化と円滑化の効果を分析した Sim4 では、すべての ASEAN 諸国にとって、ASEAN+3 FTA や ASEAN+6 FTA の方が望ましいとの結果を得ている。さらに、ASEAN+6 FTA の中で技術協力を含めることができれば、ASEAN 諸国にとっても ASEAN+6 FTA を形成するインセンティブはさらに大きくなると考えられる。したがって、ASEAN+3 FTA よりも加盟国・地域の多い ASEAN+6 FTA の方がより大きな経済効果を期待することができ、さらに、貿易自由化以外の政策措置をどれだけ包括的に組み入れていけるかが、ASEAN+6 の意義、そして、ASEAN+6 各国にとっての FTA 形成インセンティブを大きく左右するだろう。

本節の最後に、簡素で使いやすい FTA の枠組みの構築の重要性も主張しておきたい。シミュレーションでは、分析の性質上、貿易障壁の即時撤廃を想定している。しかし、実際の FTA では、関税の引き下げに数年間かかる段階的な関税撤廃品目が少なくない。一般的な最恵国待遇（MFN）関税が FTA 締結時から大幅に引き下げられる場合、FTA で設定さ

¹⁵ Abe (2010)による静的・動的な試算結果もまた、複数の日本の二国間 FTA の形成よりも、日本を含めて地域大での FTA を形成する方が、また、参加国数が多い FTA の方が、日本を含めたメンバー国への効果が大きいことを示している。なお、通常の静学モデルと動学モデルの主な違いは、資本の国際間移動とそれに伴う資本蓄積（投資のプロセス）である。

れたスケジュールに基づく FTA の特惠関税が MFN 関税を上回ってしまい、特惠関税を使わない方が関税率が低いケースも生じている。また、例えば、日本の FTA の場合、農業分野を中心に、MFN 関税の複雑な関税体系がそのまま FTA でも残存される傾向にある。せっかく FTA を締結しても利用できなければ意味がない。関税の即時撤廃を含め、FTA における関税体系は可能な限り簡素なものにすることが望ましい。さらに、貿易自由化に限って言えば、当然多角的自由化が望ましいが、WTO の無差別主義とは相容れない差別性を有する FTA の存在を認めつつ、その負の効果を補って余りあるほどに、WTO にはない対象分野の幅広さや柔軟性、さらには迅速性という優位性を活かして FTA を戦略的に活用していく意義は大きい。一部の分野での自由化を避けて FTA に消極的であり続けて FTA が締結できない場合の他の分野へのコストは決して小さくない。FTA の波に乗り遅れずそれを積極的かつ効果的に活用していくべきであろう。

3. 2 事後分析

3. 2. 1. FTA 利用度についての分析

FTA を利用するにあたっては、原産地証明を取得しなければならない。したがって、FTA 利用度を調べるには、原産地証明の取得および利用についての情報を入手することで可能となる。FTA 利用についての分析を進める前に、原産地証明の発行に関する手続きについて簡単に記しておこう。

世界の FTA における原産地証明制度は、主に第三者証明制度と自己証明制度の 2 つに大別できる¹⁶。第三者証明制度では輸出国当局または当該当局が指定する機関が輸出者等に対して証明書を発給する制度で、日本の FTA についてはスイスとの FTA を除いたすべての FTA で採用されている。日本の場合は日本商工会議所が証明書を発給している。自己証明制度では基本的には輸出者あるいは輸入者が証明書を作成するのであるが、日本の場合はスイスとの FTA で採用されており、当局が認定した者が証明書を作成している。原産地証明書の発給にあたっては、商品の生産に使用された原材料などを始めとして様々な情報を収集する必要がある。因みに、原産地証明の発給にあたっては手数料を支払う必要がある。日本の第三者証明制度を通じた発給手数料は 1 件当たり 2000 円である。

表 6 には本プロジェクトで調査対象となった日本（輸出）、韓国（輸出および輸入）、豪州（輸入）およびタイ（輸出）の FTA についての利用度が示されている¹⁷。利用度については上述した原産地証明書の発行および利用についての情報を基に二つの方法を用いて計算された。一つは通関統計を用いた方法であり、いまひとつの方法は企業に対するアンケート調査の結果を用いた方法である。本調査では、韓国、豪州およびタイの FTA に関する利用度の調査は通関統計を用いたものであるのに対して、日本の FTA の利用度は企業アンケート調査によるものである。言うまでもなく、実態をよりの確に捉えているのは通関統計を用いた分析結果である。日本については通関統計へのアクセスが難しいことからアンケート調査を用いた。

¹⁶ 経済産業省(2010)を参照。

¹⁷ 日本についての分析は Takahashi and Urata (2010)、韓国については Cheong 他(2010)、豪州については Pomfret 他(2010)、タイについては Kohpaiboon(2010)として発表されている。

日本の輸出における FTA 利用度については、RIETI と原産地証明を発給している日本商工会議所が協力して合同でアンケート調査を行なった。アンケートは 2008 年 2 月に 10,953 の日本商工会議所の会員企業に郵送され、1,688 社（15.4%）から回答を回収した。日本の FTA の中で、発効後時間がある程度経過しているメキシコ、マレーシアおよびチリとの FTA を調査対象として、利用度をはじめ、利用にあたっての問題点などについて質問した。利用度の計算にあたっては当該国へ輸出を行っている企業の中で FTA を利用した企業の割合を求めた。調査対象となった FTA の中で利用度が最も高かった FTA はメキシコとの FTA で、メキシコへ輸出している企業のうち、32.9%の企業が FTA を利用していた。チリとの FTA およびマレーシアとの FTA での利用度は各々 23.7%と 12.2%であった。同表には示されていないが、産業別に見ると輸送機械と鉄鋼製品において FTA 利用度が高い。

輸出における FTA 利用度については、タイと韓国についても調査を行なったが、タイについての調査結果からは ASEAN 諸国への輸出に関してはマレーシアへの輸出を除いて FTA 利用度は 40-60%であった。韓国における FTA 利用度と同じように、時間の経過と共に FTA 利用度が上昇していることが明らかになった。韓国の輸出における FTA 利用度はチリとの FTA に関しては 97%と極めて高い値が認められたが、ASEAN への輸出では僅か 2.6%と低い数値が示された。

韓国の輸入に関する調査で対象となったのはチリ、シンガポール、EFTA、ASEAN との FTA であるが、チリとの FTA の利用度は 90.5%と極めて高い。EFTA および ASEAN との FTA の利用度は 40%強であるが、シンガポールとの FTA の利用度は 30%弱である。韓国の調査では FTA 発効後、時間の経過と共に FTA 利用度が上昇する傾向が認められている。例えば、チリとの FTA では初年度の FTA 利用率は 77.7%であったが二年目には 93.8%に上昇した。

豪州の FTA では、輸入における FTA 利用度について相手国別に大きな違いがある。ニュージーランドとタイとの FTA では利用度は 40-50%と高いが、南太平洋、シンガポールおよびチリとの FTA については利用度が 10%以下できわめて低い。FTA の利用度が低い値になっている一つの理由は輸入関税がゼロで FTA を利用する必要のない輸入がかなりあることである。豪州の輸入については詳細な情報が入手可能であったことから、ゼロ関税の輸入品を除いて FTA の対象となる輸入品に関する FTA 利用度を計算した。その結果、FTA 利用度は 80-90%と大きく上昇した。

FTA の利用度の決定要因についての統計的分析を日本とタイについて行った。日本についての分析では企業アンケート調査により入手した輸出における FTA の利用状況に関する情報を用いたのに対して、タイについての分析では輸出について通関データと産業連関表などの国内調査から入手したデータを接続させた情報を用いた。

日本に関する分析からは、予想したように FTA 利用度と企業規模には正の相関関係が認められた。この関係は韓国におけるアンケート調査においても認められている。この分析結果は、FTA を活用することによる利益は中小企業と比べて大企業において大きいことを示している。具体的には、中小企業にとって FTA を利用するために必要な原産地証明書の取得に係る費用の負担が厳しいことと取引量が小さいことから FTA 利用から得られる利

益が小さいことを示している。一方、大企業にとってみれば取引量が大きいことから一通の原産地証明書の取得による利益は大きく、その利益と比較すると費用負担は小さいことから、FTA を利用するのである。

原産地規則の FTA 利用度への影響はタイの分析においても認められている。具体的には、生産にあたって国内産の原材料を多く用いた商品に関して FTA の利用度が高いという結果が得られており、FTA を利用するにあたって原産地規則を満たす必要があることを示している。

日本とタイの研究から、最恵国待遇 (MFN) 関税率と FTA 関税率との差である FTA 優遇関税率格差 (特惠マージン) が大きい商品について FTA 利用度が高いことが認められている。この観察結果は、統計的分析によるものではないが、豪州の FTA 利用度に関する分析結果とも整合的である。この結果は実行関税率が低下するにしたがって FTA 特惠マージンが縮小することから、FTA 利用度は低くなることを示唆しているが、この事は WTO におけるドーハラウンドが中断している現状においては、FTA 利用のメリットは維持されることを示している。

FTA 利用にあたっての問題点については、日本と韓国で行なわれた企業に対するアンケート調査では、上述した統計的分析から得られた原産地証明書取得にかかる費用や小さな FTA 優遇関税率格差などの他に企業における FTA や FTA 利用にあたっての認識・知識不足があることが指摘されている。FTA の利用率を上げるにあたっては、政府は FTA についての情報普及や中小企業に対する原産地証明書取得にあたって支援することが重要である。

3. 2. 2. グラビティ・モデルを用いた FTA の貿易への影響に関する分析

FTA の貿易への影響については、FTA 加盟国間での貿易が拡大する貿易創出効果と加盟国の輸入が効率的な非加盟国から非効率的な加盟国にシフトすることによる貿易転換効果がある。貿易創出効果は経済厚生を向上させるのに対して、貿易転換効果は経済厚生を低下させる可能性があることが知られている。但し、FTA の貿易を通じての加盟国経済全体に与える影響は、貿易創出効果と貿易転換効果の合計であり、貿易転換効果の影響がプラスであるかマイナスであるかは事前には判断がつかないだけでなく、貿易創出効果と貿易転換効果の大小の関係も事前に分からないことから、FTA の貿易への影響については実証分析を行いその結果から判断するしかない。

上記の認識に基づき、Urata and Okabe(2010)では世界の様々な FTA を対象として貿易創出効果と貿易転換効果の有無について統計的分析を用いて検証した。分析では二国間の貿易量の決定において用いられることが多いグラビティ・モデルを利用した。グラビティ・モデルは物理学において二つの物体間の引力はそれらの物体の質量に比例し、二物体間の距離の二乗に反比例するという引力の法則を国際貿易に適用したものである。つまり、グラビティ・モデルの原型は二国間の貿易量は両国の物理的距離と経済規模に依存するというものであり、仮説としては二国間の貿易量は、両国の物理的距離が近ければ近いほど、また二国の経済規模、多くの場合国内総生産 (GDP) で示される経済規模が大きければ大きいほど、大きくなるという関係を設定する。

Urata and Okabe(2010)は国際連合の貿易統計を用いて 67 カ国に関する貿易データベースを 20 商品について 1980 年から 2006 年の 27 年を対象として構築し、WTO の RTA データ

ベースから入手した FTA に関する情報を用いて、FTA の貿易創出および貿易転換効果の有無を分析した。分析では二国間の貿易額を説明する変数として、グラビティ・モデルの推計で基本的な二国間の物理的距離と二国の GDP の他に、二国の隣接状況、二国間の質的距離を示す共通言語の有無および FTA 加盟の状況を含めた。

推計結果のまとめが表 7 に示されている。推計結果については、FTA 加盟国間の貿易額が FTA を締結していない国同士の貿易額よりも統計的に有意な形で大きければ貿易創出効果の推計値が正になり、貿易創出効果が認められたと判断できる。他方、FTA 加盟国と非加盟国との貿易額が他の組み合わせ（FTA 加盟国同士、FTA 非加盟国同士）よりも小さければ貿易転換効果の推計値が負になり、貿易転換効果が認められたと解釈できる。

＝表 7＝

上述した解釈を用いて、表 7 に掲載されている推計結果を読むと、先進諸国間の FTA では、20 商品のうち 18 商品について貿易創出効果が認められたのに対して、貿易転換効果は全く認められなかった。他方、発展途上国間の FTA では、20 商品のうち 12 商品において貿易創出効果が認められたのに対し、15 商品において貿易転換効果が認められた。貿易転換効果は理論的には FTA 形成以前における対世界の MFN 実行関税率が高い場合に発生する可能性が高いことが示されることから、先進諸国と比べて関税率の高い発展途上諸国の間による FTA において多くの商品について貿易転換効果が認められたことは理論と整合的である。

先進諸国間の FTA と発展途上諸国間の FTA における貿易創出効果と貿易転換効果の違いは、NAFTA と AFTA に関する推計結果においても表れている¹⁸。NAFTA が先進諸国間 FTA であり AFTA が発展途上諸国間 FTA という分類を用いるならば、EU に関する推計結果は NAFTA と AFTA に関する推計結果の間に位置すると解釈できる。EU は先進 6 カ国で出発したが、その後、南欧や中東欧諸国が参加するようになったことで、先進諸国だけではなく中進国もメンバーになったことが観察された結果の背景にある。貿易転換効果についての推計結果から、貿易転換効果を回避するには対世界最恵国待遇（MFN）関税率を引き下げる必要があることが分かる。

産業別の推計結果から輸送機械において貿易創出効果が大きいことが読み取れる。この推計結果は、自動車を中心とした輸送機械に対して高い関税率が課されていることを反映している。FTA により高い関税率が削減・撤廃されることにより、貿易が促進されるのである。

3. 2. 3. 日墨 FTA の効果分析

近年急増する FTA の経済効果については、日本の FTA を含め、3. 1 で紹介したような事前評価が数多くなされている。しかし、ここ数年の FTA 締結に向けた日本の積極的な動きを鑑みれば、既存の FTA の経済効果を事後的に把握し、将来の FTA 締結への政策的

¹⁸ 但し、NAFTA では米国、カナダ、メキシコがメンバーであり、メキシコは OECD 加盟国ではあるが、発展段階では先進国というよりも中進国に分類される。

含意を得ることが重要である。2005年4月に発効した日本・メキシコ FTA は、日本にとって初めて農業分野での実質的な貿易自由化を伴った FTA である¹⁹。その経済効果について、Ando (2007, 2010)では、初期段階の効果ではあるものの、実質的な関税削減効果の詳細な分析やグラビティ・モデル推計などを通じて事後的に評価し、今後の FTA の設計における政策的含意を議論している。また、Ando and Urata (2010)では、より最新のデータを用いて、経済全体のみならず、産業や商品レベルでのグラビティ・モデル推計などを行い、さらに踏み込んだ事後的な評価を試みている。本節ではこれらの分析結果をもとに、日本・メキシコ FTA の経済効果を事後的に評価してみたい。

FTA 発効後数年の時点で FTA による貿易自由化の効果が顕著に現れたのは、日本の対メキシコへの完成車輸出においてである。日本の対メキシコ主要輸出品目は、電気電子や輸送機器関連の部品・中間財および完成車であり、これらの輸出は増加傾向にある。ただし、部品・中間財については、MFN 関税や PROSEC という国内生産促進のための特惠関税がすでに無税あるいはほぼ無税であった品目が多い。したがって、これらの輸出の拡大は、FTA による追加的な関税削減というよりは、アメリカ市場でのフラット画面テレビの需要拡大、メキシコ市場での購買力上昇、輸送機器の現地生産拡大などに伴う結果であると考えられる。

完成車については、メキシコは 50%という高い MFN 関税を課す一方で、現地生産を行っているメーカーに無税で輸入できる台数枠（無税輸入割当）を与えている。FTA によって、日系メーカーは現地生産の有無に関係なく、追加的な無税輸入割当を獲得した。通常 50%の関税がかかるところを、無税で日本から輸出できる枠が拡大したことで貿易が増加する可能性が高い。また、FTA の無税輸入割当は、現地生産せず新たに当該枠を獲得した日系メーカーによる販売子会社の設立を誘発するなど、投資面での拡大効果ももたらした。

一般に、FTA 関税が MFN 関税より低くその差が大きいほど、FTA による貿易自由化の効果は大きくなる。ところが、特惠的であるはずの FTA 関税が MFN 関税を超えてしまうこともあり、メキシコでは、段階的な関税撤廃品目の一部（2007年1月時点では鉱工業品の約半分）で関税率が逆転している²⁰。今後、このような段階的な関税撤廃品目においても、FTA 関税が削減され、関税の逆転現象が解消されれば、日本の対メキシコ輸出のさらなる拡大が見込まれる。

一方、輸入面では、日本の対メキシコ農産品輸入において主要品目である豚肉に対し、1キログラムあたりの輸入単価に応じて、差額関税と輸入関税割当が導入された（関税削減の例外品目とされた一部の調整豚肉を除く）。FTA 発効後数年の間の輸入増は、その全てを FTA による関税削減の効果だとは解釈しがたい状態であったが、その後、豚肉の輸入は確実に増加している。また、アボガドやマンゴのような一部の果物や野菜の輸入においては、ある種のアナウンスメント効果が存在したようであるが、それ以外の品目については、輸入

¹⁹ 2001年に発効した日本・シンガポール FTA については、遅ればせながら FTA の波に乗る第一歩を踏み出したという意味で一定の存在意義があっただろうが、実質的な関税削減は少なく、直接的な貿易自由化の効果はかなり限定的である。詳しくは、Ando (2007, 2010)を参照のこと。

²⁰ 段階的な関税撤廃品目の関税は、交渉時の MFN 関税率を基準とし、そこから徐々に削減されていく。一方で、メキシコは 2004年と 2006年に MFN 関税を引き下げた。その結果、相対的に高くなってしまった 2003年時点での基準税率から段階的に削減される FTA 関税率が MFN 関税率を上回るような品目が出てきてしまった。

関税割当の導入に伴って MFN 関税と FTA 関税の差である特惠マージンの大きい冷凍オレンジジュースなどで関税削減効果が認められる程度であった。2008 年頃になると、他にも、ウニ、果実ピュレ、グレープフルーツジュースなど特惠マージンの大きい品目や蜂蜜やバナナなどの輸入関税割当導入品目でも、額はそれほど大きくないものの、輸入が確実に増加している。なお、農水産品以外では、無税輸入割当が導入された革靴や皮革（一部）において大幅な輸入増が確認できる。

以下では、ここまでの記述的な分析結果を踏まえ、グラビティ・モデル推計による結果を見てみよう。Ando (2007, 2010)では、グラビティ・モデル推計を用いて、物理的距離、経済の規模、所得格差など基本的な経済条件や経済関係を考慮した上で、日本の FTA 相手国との貿易における FTA の効果を定量的に分析している。具体的には、2001 年から 2005 年までの日本の貿易についてグラビティ・モデル推計を行い、その分析結果から予想される貿易額である理論値と貿易の実測値との乖離幅（実測値から理論値を差し引いた乖離額と、乖離額を理論値で割った乖離度）を検証している²¹。表 8 は、日本の対メキシコ貿易について、FTA の発効前の 2001 年から発効後の 2006 年（分析時点でデータが入手あるいは推計可能な最新年）までの乖離幅を示したものである。この表から明らかなように、輸出における乖離額と乖離度はプラスであり、2005 年以降それらの値は急増している。基本的な経済条件や経済環境を考慮した上でも、輸出面において、日本・メキシコ FTA は直接的な効果があったと推測される。さらに、Ando and Urata (2010)による産業や商品レベルでのグラビティ・モデル分析でも、自動車や自動車部品、鉄鋼製品、一部の精密機械などにおいて FTA の効果の存在が示唆されており、自動車関連産業を中心に、FTA による貿易自由化の効果が輸出面で現れている。

== 表 8 ==

一方、輸入においては、2006 年時点でも依然として乖離額や乖離度はマイナスであるが、その絶対値は減少傾向にあり、実測値が理論値に収束しつつある。さらに、より最新年である 2008 年までカバーしている Ando and Urata (2010)のグラビティ・モデル分析によれば、豚肉、タコやウニを含む軟体動物、果物・ナッツ、皮革などの一部の産業や品目において、日墨 FTA により輸入が大きく増加した結果が得られている²²。したがって、輸入全体で見ると、EPA による関税削減効果は依然としてかなり限定的であるものの、FTA によって関税が大幅に削減された一部の品目においては、確かにその効果が現れ始めていることが示唆される。

ここまで貿易自由化の効果を議論してきたが、日本・メキシコ FTA の経済効果は、単に貿易自由化によるものだけではない。貿易自由化以外の効果としては、メキシコのビジネス環境の改善、メキシコの政府調達への日本企業の参加、日本・メキシコ間の物流の変化などがあげられる。ビジネス環境については、メキシコシティー国際空港の治安の改善、メキシコ-アメリカ国境のオタイでの出入国手続きの改善・効率化、成田とメキシコシティー

²¹ 乖離分には EPA の影響以外の要因も当然含まれているかもしれないが、ここでは、EPA の実施前と後との乖離幅の差に着目して、EPA の効果の有無を見ることとする。

²² 輸入全体の分析では、正で有意の結果を得られていない。

一をつなぐ日本・メキシコ間の直行便（日本企業が集積するティファナ経由）の運行などが、FTAによって設置された官民合同のビジネス環境整備委員会での二国間協議を通じて実現した²³。ビジネス環境の改善は、まさに第 3.1.1 節で触れたような貿易・投資の円滑化を助長するものであり、間接的に両国間のさらなる貿易や投資の拡大をもたらさう。このようなチャンネルを、とりわけ東アジアなど多くの日本企業が進出している途上国との FTA でも活用すべきである。

メキシコでは、メキシコ政府だけでなく、国営企業である電力庁、石油公社、社会保険庁などの案件も政府調達であり、これらは基本的に国内調達とされている²⁴。ただし、FTA 加盟国には、一定の条件のもとでメキシコの政府調達案件への国際入札が認められている。逆に言えば、FTA 非加盟国にとっては国際入札への参加はほとんど不可能である。したがって、日本企業は、FTA の締結によって、遅ればせながらもやっと、既にメキシコと FTA を締結していた欧米諸国の企業と同等の条件で国際入札に参加できるようになったのである。実際、日本企業が受注した大型の政府調達案件もある。

日本・メキシコ貿易については、アメリカ経由のものが比較的多い。とりわけ豚肉やアボガドなどの主要な輸入農産品に関しては、アメリカにある日本の商社がメキシコから輸入し、日本へ輸出することが多かった。しかし、FTA 発効以降、日本が輸出先として統計処理されるケースが増えている。その理由としては、FTA 関税を使うための原産地証明の取得を通じて、アメリカ経由であっても最終目的地の判別が可能になったことに加え、FTA 締結を機にメキシコ企業が日本への輸出に興味を持つようになり、メキシコから日本への直接輸出が増加したことがあげられる。FTA 締結がすぐに貿易の増加という形で表れるかどうかは別としても、間接的であれ、経済的な結びつきの強化につながっていると見えよう。

今後の日本の FTA の設計において、特に MFN 関税の高い国との協定では、FTA 関税と MFN 関税の逆転など段階的な関税削減の弊害を考慮すべきである。また、MFN 関税と同様、農業分野の一部の品目を中心に複雑な関税体系が採用される傾向にあるが、よりシンプルでかつ自由化水準の高い FTA が望ましい。そして、とりわけ日本企業の進出が盛んな国との協定では、日本・メキシコ FTA でのビジネス環境整備委員会のようなチャンネルを活用し、貿易自由化以外の側面も柔軟に盛り込んでいくべきである。

4. おわりに

本プロジェクトでは、FTA の質と効果について、主に 10 前後の FTA について分析を行った。FTA についての理解を深めるために、より多くの FTA について同様の分析を行う必要がある。質的分析は FTA 規定を基に自由化度という視点から、財貿易、サービス貿易、直接投資、セーフガード措置を分析した。分析からは財貿易、サービス貿易、直接投資に関する規定にかんしては、一般的に発展途上国よりも先進国において自由化度が高いが、

²³ これらの改善内容の詳細やビジネス環境整備委員会の設置による利点については、Ando (2007, 2010)を参照のこと。

²⁴ WTO において政府調達協定は複数国間協定となっているため、その協定メンバーは WTO 加盟国のごく一部に限られ、メキシコも非協定国である。

セーフガード措置ではそのような傾向は確認されなかった。FTA の内容も包括的になってきていることから、貿易と投資の円滑化、知的財産権、競争政策、環境政策など分析対象分野を拡大させることが重要である。

FTA の効果に関する分析からは、多くの FTA に関して貿易拡大効果が認められた。但し、FTA を利用するにあたって必要な原産地証明の取得などに係る費用、FTA 関税率と MFN 関税率の逆転現象などが FTA 利用を阻害しており、これらの障害を削減することができれば、貿易拡大効果はさらに大きくなるものと思われる。

本プロジェクトで取り上げなかったテーマとして興味深いものも少なくない。例えば、FTA 形成の決定要因について経済学だけではなく政治学の枠組みで分析を行うことは興味深い。そのような分析の結果は、政策担当者が FTA 政策を構築するにあたって有益であろう。また、FTA の効果の分析にあたっては理論モデルの構築とその理論モデルから導かれる仮説を検定するという形で実証分析を行うことが重要である。最後に、世界各国にとって最大の利益をもたらす貿易自由化は多角的貿易自由化であることから、FTA の多角的貿易自由化交渉への影響について理論および実証の両面から分析を行う必要がある。

参考文献：

- 浦田秀次郎・石川幸一・水野亮 (2007) 『FTA ガイドブック 2007』 ジェトロ
経済産業省 (2010) 『不公正貿易報告書：WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た
主要国の貿易政策』 通商政策局編
- Abe, Kazutomo (2010) “Assessing the Economic Impacts of Free Trade Agreements: A
Computable Equilibrium Model Approach”, in Christopher Findry and Shujiro Urata eds,
Free Trade Agreements in the Asia Pacific. World Scientific Publishing, pp.165-194.
- Ando, Mitsuyo (2007) “Impacts of Japanese FTAs/EPAs: Preliminary Post Evaluation”, *The
International Economy*, No11. pp. 57-83.
- Ando, Mitsuyo (2009) “Impacts of FTAs in East Asia: CGE Simulation Analysis”, *RIETI
Discussion Paper Series 09-E-037*.
- Ando, Mitsuyo (2010) “Impacts of Japanese FTAs/EPAs: Preliminary Post Evaluation”, in
Christopher Findry and Shujiro Urata eds, *Free Trade Agreements in the Asia Pacific*.
World Scientific Publishing, pp.257-300.
- Ando, Mitsuyo and Shujiro Urata (2010) “The Impacts of Japan-Mexico FTA on Bilateral Trade”,
Presented at the RIETI Workshop on the Use of FTAs in East Asia (March 2010).
- Cheong, Inkyo and Jungran Cho (2010) “Rules of Origin and Agricultural Trade Liberalization in
Major Free Trade Agreements,” in Christopher Findry and Shujiro Urata eds, *Free Trade
Agreements in the Asia Pacific*. World Scientific Publishing, pp.1-28.
- Cheong, Inkyo, Hansung Kim and Jungran Cho (2010) “Business Use of FTAs in Korea,” *RIETI
Discussion Paper Series 10-E-038*
- Golub, S.S (2003) Measurement of restrictions on inward foreign direct investment for
OECD countries, Economics Department Working Papers No. 357, OECD.
- Kohpaiboon, Archanun (2010) “Exporters’ Response to FTA Tariff Preferences: Evidence from
Thailand,” *RIETI Discussion Paper Series 10-E-039*
- Kotera, Akira and Tomofumi Kitamura (2010) “A Comparison of the Safeguard Mechanisms
of Free Trade Agreements,” in Christopher Findry and Shujiro Urata eds, *Free Trade
Agreements in the Asia Pacific*. World Scientific Publishing, pp.131-164.
- Ochiai, Ryo, Phillipa Dee and Christopher Findlay (2010) “Services in Free Trade
Agreements,” in Christopher Findry and Shujiro Urata eds, *Free Trade Agreements in
the Asia Pacific*. World Scientific Publishing, pp.29-80.
- Pomfret, Richard, Uwe Kaufmann and Christopher Findlay (2010) “Use of FTAs in Australia,”
RIETI Discussion Paper Series 10-E-042
- Takahashi, Katsuhide and Shujiro Urata (2010) “On the Use of FTAs by Japanese Firms: Further
Evidence,” *Business and Politics*, Vol. 12 : Iss. 1, Article 2.
- Urata, Shujiro and Misa Okabe (2010) “Trade Creation and Diversion Effects of Regional Trade
Agreements on Commodity Trade,” *RIETI Discussion Paper Series 10-E-007*
- Urata, Shujiro and John Sasuya (2010) “Analysis of the Restrictions on Foreign Direct Investment

in Free Trade Agreements,” in in Christopher Findry and Shujiro Urata eds, *Free Trade Agreements in the Asia Pacific*. World Scientific Publishing, pp.81-130.

図 表：

表1 FTAにおける農産品に関する自由化率(関税品目数、%)

FTA	輸入国	輸出国	10年以内	10年後	除外	合計
NAFTA	米国	メキシコ	97.0	3.0	0.0	100.0
	メキシコ	米国	90.6	1.8	7.6	100.0
米国・チリ	米国	チリ	85.2	14.8	0.0	100.0
	チリ	米国	81.2	18.8	0.0	100.0
米国・豪州	米国	豪州	53.3	26.3	20.4	100.0
	豪州	米国	100.0	0.0	0.0	100.0
EU・メキシコ	EU	メキシコ	59.3	0.0	40.7	100.0
	メキシコ	EU	67.9	0.0	32.1	100.0
上記平均			79.3	8.1	12.6	100.0
日本・シンガポール	日本	シンガポール	39.4	0.0	60.6	100.0
日本・メキシコ	日本	メキシコ	51.9	7.7	40.4	100.0
韓国・シンガポール	韓国	シンガポール	66.0	0.0	34.0	100.0
韓国・チリ	韓国	チリ	71.5	0.8	27.7	100.0
上記平均			57.2	2.1	40.7	100.0

出所: Cheong and Cho(2010)から作成

表2 サービス貿易における自由化度の比較

第1および第2モード		第3モード		第4モード		総計	
CER	9.085	CER	7.950	EFTA	11.231	CER	9.369
豪州・米国	8.601	メキシコ・EU	7.872	CER	11.072	EFTA	9.078
EFTA	8.296	日本・メキシコ	7.716	韓国・シンガポール	9.904	メキシコ・EU	8.277
AFTA	8.048	EFTA	7.706	メキシコ・EU	9.514	日本・メキシコ	7.859
日本・シンガポール	7.924	豪州・米国	7.379	日本・メキシコ	9.492	米国・シンガポール	7.817
メキシコ・EU	7.445	米国・シンガポール	7.241	米国・シンガポール	9.251	米国・豪州	7.767
NAFTA	7.234	NAFTA	6.871	チリ・韓国	9.131	日本・シンガポール	7.760
米国・シンガポール	6.958	チリ・韓国	6.835	AFTA	9.036	韓国・シンガポール	7.686
韓国・シンガポール	6.645	韓国・シンガポール	6.509	日本・シンガポール	8.886	AFTA	7.556
日本・メキシコ	6.370	日本・シンガポール	6.469	NAFTA	8.338	NAFTA	7.481
チリ・韓国	5.471	AFTA	5.583	米国・豪州	7.320	チリ・韓国	7.146

出所: Ochiai他(2010)より作成

表3 直接投資政策の自由化度

	出資制限		投資家のパフォーマンス				総計	順位	
	市場 アクセス	内国民待 承認審査	取締役会 移動	移動	要求				
米国・豪州FTA	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	1	0.838	1
米国	0.340	0.174	0.098	0.097	0.100	0.096	0.905		
豪州	0.273	0.164	0.047	0.089	0.100	0.097	0.770		
米国・シンガポールFTA							0.825	2	
米国	0.326	0.172	0.098	0.096	0.100	0.096	0.888		
シンガポール	0.278	0.157	0.096	0.039	0.100	0.093	0.763		
日本・シンガポールFTA							0.767	3	
日本	0.276	0.157	0.086	0.088	0.048	0.095	0.750		
シンガポール	0.343	0.158	0.089	0.045	0.050	0.098	0.784		
韓国・シンガポールFTA							0.741	4	
韓国	0.259	0.156	0.082	0.083	0.075	0.038	0.693		
シンガポール	0.310	0.173	0.095	0.046	0.075	0.088	0.788		
NAFTA							0.710	5	
カナダ	0.280	0.158	0.009	0.025	0.100	0.049	0.621		
メキシコ	0.222	0.135	0.023	0.089	0.095	0.089	0.654		
米国	0.292	0.180	0.092	0.094	0.100	0.096	0.855		
韓国・チリFTA							0.689	6	
韓国	0.271	0.146	0.063	0.082	0.050	0.091	0.704		
チリ	0.272	0.142	0.095	0.069	0.050	0.045	0.673		
日本・メキシコFTA							0.687	7	
日本	0.305	0.162	0.084	0.084	0.048	0.090	0.773		
メキシコ	0.234	0.142	0.024	0.065	0.048	0.088	0.601		

出所: Urata and Sasuya (2010)

表4 二国間FTAにおけるセーフガードの分類

1. 一般セーフガード不在
一般セーフガードに関する規定がない
韓国・チリFTA
2. 准多角的セーフガード
超国家タイプ*
厳格かる明確な発動・適用条件、厳格な国内調査手続き
NAFTA
WTO タイプ*
セーフガード協定に類似(厳格かつ明確な発動・適用条件、中立的な国際的紛争処理手続き)
米国・豪州FTA、米国・シンガポールFTA、日本・メキシコFTA
日本・シンガポールFTA、韓国・シンガポールFTA、中国・ASEAN FTA
GATTタイプ
GATT19条に類似(柔軟かつ具体的ではない条件、政治の影響を受けやすい)
AFTA、豪州・ニュージーランドFTA
3. 欧州タイプ
寛大な発動条件
EFTA、EUメキシコFTA

注: 1から3にかけて、自由化度が低くなるように並べてある。但し、*で示してある超国家タイプとWTOタイプについては同程度の自由化度である。

出所: Kotera and Kitamura(2010)

表5 東アジアにおけるFTAの経済効果:実質経済成長率(%)

	ASEAN	(ASEAN+1)x3		ASEAN+3			(ASEAN+1)x6		ASEAN+6			APEC	
	Sim3	Sim3	Sim4	Sim3	Sim4	Sim5	Sim3	Sim4	Sim3	Sim4	Sim5	Sim3	Sim4
日本	0.00	0.00	0.08	0.01	0.44	0.44	-0.01	0.07	0.05	0.54	0.54	0.11	0.91
中国	0.00	0.01	0.19	0.13	1.66	4.73	0.01	0.19	0.15	1.77	4.84	0.99	3.67
韓国	-0.01	-0.05	0.19	1.13	3.56	3.55	-0.04	0.20	1.15	3.72	3.71	1.50	5.04
インドネシア	0.02	0.07	0.90	0.07	1.74	3.94	0.07	1.01	0.07	1.94	4.14	0.10	2.47
マレーシア	0.05	0.42	3.11	0.39	5.83	8.62	0.51	3.34	0.50	6.21	9.00	0.76	8.06
フィリピン	0.17	0.18	2.06	0.21	3.94	6.27	0.20	2.18	0.25	4.18	6.52	0.39	6.06
シンガポール	0.07	0.09	2.18	0.06	4.22	4.24	0.10	2.30	0.05	4.40	4.42	0.02	6.05
タイ	0.09	0.73	2.62	0.68	4.48	7.02	0.80	2.82	0.74	4.78	7.32	0.77	5.62
ベトナム	0.54	2.29	4.81	2.21	7.08	9.67	2.33	4.97	2.25	7.33	9.92	3.53	10.42
その他東南アジア	0.01	0.09	0.49	0.09	0.88	2.91	0.11	0.52	0.10	0.92	2.95	0.12	1.07
オーストラリア	0.00	-0.02	-0.03	-0.03	-0.09	-0.09	0.01	0.16	0.16	1.35	1.35	0.15	1.81
ニュージーランド	-0.01	-0.02	-0.02	-0.02	-0.06	-0.06	0.00	0.14	0.10	1.87	1.87	0.12	2.61
インド	-0.01	-0.03	-0.06	-0.04	-0.10	-0.10	0.31	0.51	0.41	1.30	3.45	-0.10	-0.26
ASEAN	0.09	0.38	2.00	0.36	3.60	5.67	0.41	2.14	0.39	3.83	5.89	0.53	5.01
ASEAN+3	0.01	0.03	0.29	0.14	1.18	1.93	0.04	0.30	0.17	1.30	2.05	0.40	2.08
ASEAN+6	0.01	0.03	0.25	0.12	1.02	1.68	0.05	0.31	0.19	1.30	2.11	0.36	1.92
APEC	0.00	0.01	0.09	0.04	0.38	0.63	0.01	0.10	0.06	0.45	0.71	0.15	1.50
世界	0.00	0.00	0.05	0.02	0.22	0.38	0.01	0.07	0.04	0.28	0.47	0.08	0.87

データ出所: Ando(2009)より一部抜粋。

表6 FTAの利用度(%)

輸出					
日本		韓国		タイ	
メキシコ	32.9	チリ	96.9	インドネシア	61.5
マレーシア	12.2	ASEAN	2.6	マレーシア	25.2
チリ	23.7			フィリピン	46.9
				ベトナム	46.6
				豪州	62.5
				日本	22.7
輸入					
韓国		豪州		ゼロ関税調整済み	
チリ	90.5	ニュージーランド	50.5	95.19-97.60	
シンガポール	29.8	南太平洋	3.2	99.32-99.35	
EFTA	42.5	シンガポール	2.9	90.99-91.44	
ASEAN	43.3	タイ	42.0	75.97-78.36	
		米国	23.2	69.42-82.51	
		チリ	6.5	96.05-96.33	

注：日本のデータは企業アンケート調査、他の国のデータは通関統計より計算

出所：Takahashi and Urata (2010)、Cheong他(2010)、Pomfret 他(2010)、

Kohpaiboon(2010)

表7 FTAの貿易創出および貿易転換効果

	先進諸国間		発展途上諸国間		EU		NAFTA		AFTA	
	貿易創出	貿易転換	貿易創出	貿易転換	貿易創出	貿易転換	貿易創出	貿易転換	貿易創出	貿易転換
肉・肉製品	0.59	0.13	-0.40	-0.77	1.82		1.41	-0.73		
穀類	0.79	0.17			0.30	-0.39		0.42	0.90	
野菜・果物	0.50	0.25	-0.15	-0.48	0.25		1.41	-0.12	-0.48	
木材			-0.46	-0.31						
繊維糸	0.40	0.27	0.78	0.86	-0.25	-0.42	1.13		1.17	0.57
石油・石油製品	0.69	0.50	-0.26			-0.34		0.56	0.40	
有機化学製品		0.22	0.51	0.45	-0.40	-0.18		0.32	0.94	-0.22
無機化学製品	0.10	0.21	0.22	-0.19	-0.27	-0.17		0.20	0.62	-0.41
医薬品	0.37	0.16	0.72	-0.31			0.31	0.18		-0.44
木工製品	0.50	0.30		-0.19	-0.15	0.18	1.09	0.46	-1.65	0.29
繊維製品	0.65	0.36	0.26	-0.22		0.21	1.01	0.27	0.23	
鉄鋼製品	0.78	0.23	0.24	-0.23	-0.24		0.56	0.48		-0.12
非鉄金属	0.69	0.27	0.26	-0.16	-0.16	-0.12		0.24	-0.78	
一般機械	0.38	0.26	0.18	-0.19	-0.26	0.43	1.06	0.18	0.78	-0.29
事務情報機器	0.38	0.17	0.56	0.19	-0.50	-0.34		0.19	1.83	-0.19
通信機器	0.65	0.08	0.12	-0.15	0.80	0.35	1.83	-0.14	0.76	
電機製品	0.56	0.47	0.31	-0.31	-0.12	0.28	1.02	0.37	0.47	0.10
輸送機械	1.21	0.23		-0.19	0.93	0.40	2.42		1.31	-0.39
衣類	0.93	0.21		-0.24	-0.45	0.37	0.67	-0.14	-0.83	-0.54
精密機器	0.40	0.12	0.28	-0.10		0.37	1.71	0.32	1.11	-0.38
符号 正	18	19	12	3	5	8	13	13	12	3
符号 負	0	0	4	15	10	7	0	4	4	9

注：統計的に有意な結果のみを記載している。符号の行には、統計的に有意な結果の数を示している。

出所：Urata and Okabe(2010)

表8 二国間貿易の実測値と理論値との乖離

	日本の対墨輸出		日本の対墨輸入	
	実質乖離額(100万US\$)	乖離度	実質乖離額(100万US\$)	乖離度
2001年	4,906	1.80	-473	-0.19
2002年	6,256	2.29	-660	-0.27
2003年	4,195	1.52	-788	-0.31
2004年	6,332	2.24	-600	-0.23
2005年	7,587	2.63	-496	-0.19
2006年	9,283	3.14	-336	-0.12

出所: Ando(2007, 2010)。